

船舶等の対応措置（台風襲来・暴風時）

【串木野港、川内港、米ノ津港、阿久根港、中甑港、手打港、野間池港】

勧告区分	船舶等の対応措置
警戒勧告	<ol style="list-style-type: none">1 在港船等は、荒天準備を行い必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること。2 荷役、給油、工事若しくは作業に従事し、又は行事に参加している船舶は、荒天準備を行い必要に応じて当該行為を中止すること。3 岸壁上の作業用資機材の流出防止措置をとること。
避難勧告	<ol style="list-style-type: none">1 小型船以外の在港船は、速やかに安全な港湾等に避難すること。 ただし、総トン数500トン未満の船舶にあっては、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとる等、安全が確保される場合はこの限りではない。2 小型船はできる限り陸揚げ固縛又は安全な場所に避難すること。